

幹線1級市町村道の基準

地方生活圏および大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で、一般国道及び都道

府県道以外の道路のうち次の各号のいずれかに該当するものを指します。

1. 都市計画決定された幹線街路
2. 主要集落(戸数50戸以上。以下同じ)とこれらと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路
3. 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または主要生産施設とを連絡する道路
4. 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路
5. 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線1級市町村道を連絡する道路
6. 大都市または地方開発のために特に必要な道路

幹線2級市町村道の基準

幹線1級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で次の各号のいずれかに該当するものを指します。

1. 都市決定された補助幹線街路
2. 集落(25戸以上、以下同じ)相互を連絡する道路
3. 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは主要な生産の場を結ぶ道路
4. 集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線1級市町村道とを連絡する道路
5. 大都市または地方開発のために必要な道路

その他の市町村道

幹線1級および、幹線2級市町村道以外の市町村道を指します。